

事務連絡
令和4年12月16日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部
企業主導型保育事業等担当室

企業主導型保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について

保育所、地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）におけるこどもの安全の確保については、令和3年7月に福岡県中間市において、保育所の送迎バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生するなど、保育所等における重大事故が繰り返し発生する中、第208回国会で可決・成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないこととする改正が行われました。また、令和4年9月には、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案も発生しております。

今般、認可外保育施設に対して厚生労働省より「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和4年12月16日付事務連絡）が発出されましたので、各企業主導型保育施設に対して遺漏なく周知していただくようお願いいたします。